

鳴海カントリークラブ会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本クラブは鳴海カントリークラブ（以下、本クラブという）と称する。

(事務所)

第2条 本クラブは事務所を株式会社鳴海カントリー倶楽部(以下、会社という)内に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、会社が愛知県名古屋市長区において所有し、経営するゴルフ場の施設(以下、ゴルフ場施設という)を利用し、会社と協力しつつ、ゴルフプレーを円滑にするための運営を行うことを通じて、広く会員ならびにその家族の親睦、会員の技術の向上、健全なる心身の保持・増進を図り、もってゴルフの普及、発達、文化の発展に寄与することを目的とする。

(公告)

第4条 本クラブの公告は、クラブハウス内の掲示場に掲示し、かつ必要な場合には本クラブ会報に掲載する。

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本クラブの会員は次の通りとする。

- (1)正会員（個人正会員、法人正会員）
- (2)準会員（週日会員）
- (3)終身名誉会員
- (4)特別会員

(会員の定義)

第6条 前条の会員の定義は次の通りである。

- (1)個人正会員 本会則に従い会員資格を取得した者とする。
- (2)法人正会員 本会則に従い会員資格を取得した法人で、記名登録者は法人会員1口につき1名とする。但し2名記名式の法人会員については2名とする。
- (3)準会員 本会則に従い会員資格を取得した個人または法人とする。
- (4)終身名誉会員 70歳以上の個人会員であって10年以上当ゴルフ場の会員権を所有し、会社所定の期間内に会社所定の手続きを行い承認された、当該会員権を生前贈与（相続）した者とする。生前贈与（相続）により会員となっ

た者が退会した場合、終身名誉会員も会員資格を喪失する。

- (5)特別会員 会社または本クラブに特別の功績があった者で、理事会または会社（会社が推薦し理事会が承認）が推挙した者とする。ただし、特別会員の資格は本人に限るものとし、他に譲渡することはできない。理事会は会社の承認を得ていつでもその地位を失わせることができる。

(会員の権利)

第7条 会員はこの会則および会社が別に定める利用約款等に従い、ゴルフ場施設を利用できる。

- (1)正会員、終身名誉会員及び特別会員は、会社が別に定めた休場日を除く全営業日の開場時間内に、施設を優先的に利用できる。
- (2)準会員は、会社が別に定めた休場日・日曜日および祝祭日を除く営業日の開場時間内に、ゴルフ場施設を優先的に利用できる。
- (3)第1項および第2項の会員は、本クラブが主催する競技、講習会、その他行事に参加することができる。ただし、第2項の会員は第2項で定める優先的に利用できる日の上記行事に参加する事ができる。
- (4)本クラブの公式ハンディキャップの査定を受けることができる。
- (5)その他、本会則において別に定める事項。

(会員の義務)

第8条 会社が定める年会費および本施設の利用につき所定の料金を負担し、延滞なく納入しなければならない。

2. 本会則、本クラブ諸規則および会社が別に定める利用約款等を遵守しなければならない。
3. 会員総会、理事会および委員会の決議事項を遵守しなければならない。
4. 本クラブの秩序を乱し、名誉を傷つけてはならない。

(ビジター)

第9条 会員が紹介または同伴するビジターは、会社の定める条件のもとに当ゴルフ場施設を利用することができる。この場合、ビジターの行動および会社に対するプレー代金納入等の責務については、当該会員はビジターと連帯して責任を負う。

第3章 入会および退会

(入会)

第10条 会員の入会資格、ならびに入会手続は次の通りとする。

- (1)募集により本クラブに入会を希望する者（以下、入会希望者という）は、募集要項・会則・約款等を承認のうえ、会社が別に定める手続により入会を申し込むものとする。
- (2)理事会および会社は入会希望者および登録予定者の入会審査を行い、入会

希望者はその承認を受けた後、預託金の納付が必要な場合に限り、会社に対し2週間以内に預託金を預託し、かつ入会登録料を含む入会金を納入する。また、本クラブおよび会社を名宛人とする入会同意書に署名する。

- (3)前項の手續を完了した場合、入会希望者は会員となり、会社は会員に対し、入会通知書、預託金の納付を行う場合には預託金の預り証書（以下、預託金証書という）の交付を行う。

(入会金)

第11条 入会金はいかなる場合でも、これを返還しない。

(退会)

第12条 本クラブを任意に退会しようとする会員は、別に定める手續により会社に届け出るものとする。

2. 本人からの申し出により任意に退会し会社から預託金の償還を受けた者および除名により退会した者は再入会できないものとする。ただし、譲渡による退会者はこの限りではない。

第4章 会員資格の譲渡・承継

(会員資格の譲渡)

第13条 会員は、会社の承認を受け会員資格を譲渡することができる。ただし、第21条に定める名義書換停止期間はこれを行うことができない。

2. 会員資格を譲渡する場合は、譲渡会員と入会希望者は連名で会社の定める譲渡承認申請書類を会社に提出し、入会手續は会社が第10条の手續きを準用して行い、入会希望者が会社に名義書換料を納入した後、会社は預託金証書の名義書換および入会通知書の交付を行う。
3. 会員資格を譲り受けた会員は、譲渡した会員の会社に対する権利義務を承継する。ただし、預託金の据置期間の定めは承継しない。
4. 会員資格を譲渡した会員は、入会希望者の名義書換料の納入と同時に会員資格を喪失し、入会希望者が会員となる。
5. 名義書換料は会社が定める金額とし、いかなる場合も返金しない。

(会員資格の相続による承継)

第14条 会員資格の相続手續は次の通りとする。

- (1)個人正会員または準会員が死亡し、相続人が入会を希望する場合は、その相続人は会社に対し相続による譲渡承認申請書類を提出し、会社は相続手續を第10条の入会手續を準用して行い、継承希望者が別に定める名義書換料を納入した後、会社は預託金証書の名義書換および入会通知書の交付を行う。

- (2)死亡した会員の相続人が数人あるときは、相続人全員の同意をもって選

定された相続人1人に限り、前項の規定を適用する。

- (3) 会社および理事会は、その理由を示すことなく相続人の入会を拒否することができる。
- (4) 理事会および会社の承認を受けた後、承継人は、会社が別に定める名義書換料を会社に支払わなければならない。
- (5) 本条の会員資格の承継手続が完了した場合、承継人は、名義書換手続完了日に新たな入会をしたものとして会員資格を取得する。
- (6) 会社は、会員資格の相続手続が終了後、理事会にその旨の報告をしなければならない。
- (7) 相続による名義書換料は、会社の定める金額とし、いかなる場合も返還しない。

(法人の登録者の変更)

第15条 法人会員が届け出ている登録者に変更があった場合、その法人は会社に対し登録者変更申請書類をすみやかに提出しなければならない。会社は、登録者変更登録手続を第10条の入会手続規定を準用して行い、その法人が、別に定める登録者変更料を納入した後、会社は預託金証書の登録者変更を行う。

2. 登録者変更料は、会社の定める金額とし、いかなる場合も返還しない。

第5章 会員資格の喪失・停止・除名・休止

(会員資格の絶対的喪失)

第16条 会員は、次のいずれかの事由が生じたとき、その会員資格を失う。

- (1) 死亡(失踪宣告を含む)
- (2) 退会
- (3) 除名
- (4) 破産
- (5) 会員資格の譲渡
- (6) 法人の解散
- (7) その他会員資格の継続をしがたい一切の事由

2. 預託金の据置期間内に会員資格を喪失した場合でも、据置期間満了まで預託金の返還を請求することはできない。

(会員資格の一定期間の停止)

第17条 会員が次の各号の一に該当したとき、理事会および会社は会員に通知のうえ、会員資格を一定期間停止することができる。

- (1) 年会費、利用料金等を請求後6ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 仮差押、差押申請または競売、破産、民事再生、会社更生等の申し立てがあったとき。
- (3) 公租公課を滞納し督促を受けたときまたは保全処分を受けたとき。

- (4)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5)その他前各号に準ずると認められるとき。

(会員資格の停止・除名)

第18条 会員に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、会社および理事会は会員に通知の上、会員資格の一定期間の資格停止または除名をすることができる。

- (1)本クラブの秩序を乱し、名誉、信用を傷つける行為があった場合。
- (2)本会則その他本クラブが定める約款・諸規則に違反したとき。
- (3)本クラブ入会申し込み時に虚偽の申告があった場合。
- (4)会社および本クラブに故なく経済的損失を与えた場合。
- (5)暴力団員、暴力団の準構成員、反社会団体の構成員およびその関係者等を同伴または紹介により入場させたとき。
- (6)犯罪行為によって禁固以上の刑の執行を受けたとき。
- (7)前条第1号による滞納期間が1年以上経過したとき。
- (8)他のゴルフクラブにおいて、会員資格停止、除名の処分を受けた場合。
- (9)年会費及び諸料金の支払を滞納し、会社からの勧告を受けたにもかかわらず、完済しない場合。
- (10)会員に破産または会社更生法の申し立てがあったとき。
- (11)その他前各号に準ずると認められるとき。

(退会)

第19条 会員が次の各号の一に該当したときは、会員は自動的にその資格を喪失する。

- (1)預託金の償還または預託金に対し強制執行等による取り立てを受けたとき。
- (2)理事会および会社の承認を得て会員権を譲渡したとき、あるいは会員権が競売、もしくは公売されたときまたは預託金返還請求権を喪失したとき。
- (3)本クラブを除名されたとき。
- (4)相続が発生したとき。
- (5)会社が会員の債務を保証人として金融機関等に代位弁済したとき。
- (6)法人が解散決議を行ったとき、もしくは破産宣告を受けたとき。
- (7)その他前各号に準ずると認められるとき。

(入会審査書類の不受理)

第20条 入会希望者もしくは登録予定者が次の各号の一に該当するときは、会社および理事会は入会審査の対象としない。

- (1)第17条第2号ないし第4号、第18条第8号に該当するとき。
- (2)成年被後見人、被保佐人および被補助員、もしくは破産しているとき。
- (3)暴力団員、暴力団の準構成員または反社会的団体に所属していると認

められるとき。

(4)犯罪行為によって禁固以上の刑の執行を受けた経歴があるとき。

(5)その他前条各号に準ずると認められるとき。

(名義書換停止)

第 21 条 会社は、必要に応じ名義書換による入会希望者の入会審査の受付を一定の期間を定め、会員に通知して停止することができる。

(休会)

第 22 条 会員が、所定の手続により休会の申し出をしたときは、理事会は会社の承認を得て、その期間は権利の行使を停止する。ただし、記名登録者が権利行使する場合にはこの限りではない。

2. 休会期間中の年会費の支払は免除する。ただし、年度途中で休会した場合の年会費の返還は行わない。未払いがある場合には完納しなければ休会できない。途中復会の場合の年会費は月割り計算を行い、その額については会社が決定する。

第 6 章 預託金

(預託金・据置期間)

第 23 条 預託金は、会社が定める金額とし、会社がこれを預かる。

2. 預託金は、募集により入会した会員については預託金証書に記載された日から、譲り受けにより入会した会員については名義書換承認の日から起算して 10 年間または預託金証書に記載された期間償還を据え置くものとする。
ただし、入会時の協議又は法律に基づいて特別な定めをした場合にはこの限りではない。
3. 預託金は、会社に預託されている間、据置期間の如何にかかわらず一切の利息を付さない。
4. 会員は、事前に会社の書面による承諾を得ることなく預託金を担保に供することができず、また、会員権のうち預託金だけを譲渡することもできない。会員資格を失った後も同様とする。

(償還)

第 24 条 会社は会員が次の各号の一に該当したとき、預託金を会員に償還する。ただし、第 1 項第 2 号および第 3 号の場合は預託金据置期間満了後に償還する。

- (1)預託金据置期間満了後退会の申し出がなされた場合。
- (2)会員が除名された場合。
- (3)強制執行等による取立を受けたとき。

2. 預託金は、会社の定める精算手続き終了後、預託金証書と引き替えに償還

し、会員は同時に退会する。

3. 預託金を償還する場合、会社が当該会員に対する債権を有するときは他に先立ってこれを対等額で相殺するものとし、会社は相殺後、残額を償還する。

(据置期間の延長)

第 25 条 会社は次のいずれかに該当する事由が生じたときは、理事会および会員総会の承認を得て、預託金の据置期間を必要な範囲で延長することができる。

- (1) 会社の経営を円滑に遂行するため必要と認められるとき。
 - (2) 預託金の返還が著しく困難であり、これに応じた場合他の会員の施設利用に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
 - (3) 本クラブの運営上会員の利益を著しく阻害するおそれのあるとき。
 - (4) 天災地変、社会情勢・経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事態が生じた場合。
 - (5) 天災地変、社会情勢・経済状況の著しい変化により、会員権の市場価格が預託金証券書面額のうちもっとも高い額を下回った場合。
2. 会社は前項の会員総会決議がなされた場合、その決議事項を遅滞なくクラブハウス内に掲示するか、全会員に通知するか、もしくは前項の議決がなされた旨を掲示した本クラブ会報を会員に送付するものとする。
 3. 会員は、将来、据置期間の延長・返還方法の変更があることおよび個別の同意がなくとも会員総会の決議の効力が各会員に及ぶことを承諾し、据置期間の延長が決定された場合にはこれに異議を述べることはできない。
 4. 据置期間の延長を決定する会員総会は議決権を行使し得る会員の 3 分の 1 以上が出席し、その過半数をもって決する。

第 7 章 施設利用

(施設の利用)

第26条 会員は、会社の定める年会費および利用料金を会社に納入することにより、第 8 条および別に定める利用約款等の定めに従い、施設を利用することができる。

(ビジターの施設の利用)

第27条 会社は、会員の社交、親睦あるいは地域社会等に貢献ことができると判断したときには、会員以外の者(ビジター)に施設を利用させることができる。

(施設の閉鎖)

第28条 会社の主催または共催する競技会の開催、ならびに施設の保全状態の悪化等その他やむを得ない事由が施設に発生したときには、会社はクラブハウス内に掲示して通知の上、施設の全部又は一部の廃止あるいはその利用の制限、もしくは休場することができる。

2. 天災地変によりゴルフ場が被災したとき、災害復旧工事期間は連続して休業することがある。

第8章 会員総会

(会員総会)

第29条 会員総会は正会員および準会員をもって構成し、各会員の議決権は正会員1個、準会員は0.5個とする。

2. 法人会員の議決権は届出があった個人がこれを行行使する。

(総会事項)

第30条 会員総会は、次の事項を審議し、決議する。

- (1)会則に規定する事項。
- (2)その他理事会において会員総会に付議することが必要と認めた事項。

(招集)

第31条 会員総会は、必要に応じ理事長がこれを招集する。

2. 議決権を行行使し得る会員の4分の1以上により会議の目的たる事項を文書により示し招集の要求があったときは、理事長は会員総会を招集しなければならない。

(招集通知)

第32条 会員総会を招集するには総会日の2週間前に各会員に対し会議の目的たる事項、開催の日時および場所を記載した書面により通知しなければならない。

(代理行使)

第33条 会員は、他の会員に委任して議決権を行行使することができる。この場合にはあらかじめ、代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。

(議長)

第34条 会員総会の議長は理事長がこれに当たる。理事長に支障があるときは副理事長がこれに代わる。

(決議の拘束力)

第35条 会員総会は議決権を行行使し得る会員の3分の1以上が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 会員総会の決議により承認された事項の効力は欠席会員、反対会員等全ての会員に効力が及び、これに異議を述べることはできない。

第9章 役員

(クラブ役員)

第 36 条 本クラブに次の役員を置く。

- (1)理事 17 名以内
- (2)監事 2 名以内
2. その他理事会または会社において必要と認めた場合には、名誉理事、顧問およびその他特別職を置くことができる。

(選任)

第 37 条 役員は、正会員の中より、理事会および会社が推薦する候補につき、会員総会において選任する。

2. 役員の選任は、議決権を行使し得る会員の 3 分の 1 以上が出席し、その過半数をもって決する。

(欠員)

第 38 条 役員に欠員を生じたときは、会社および理事会が推薦した候補について、理事会が選任した後、すみやかに当該候補の氏名・経歴等をクラブハウス内に掲示し、直近の会員総会において承認を得るものとする。

2. 補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間となる。

(理事長・副理事長・常務理事の選定)

第 39 条 理事会は、会社および理事が推薦する候補の中から、理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名を選定する。

(理事・監事の職務)

第 40 条 理事長は本クラブを代表し、会則に定められた事項のほか、会員総会、理事会の決議事項を執行し、本クラブの一切の運営業務を統括する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に支障があるときは、その職務を代行する。
3. 理事長、副理事長ともに支障があるときは、常務理事がその任にあたる。
4. 監事は役員の業務執行を監査する。

(理事会の権限・分科委員の選任)

第 41 条 理事会は役員をもって構成し、役員は役職に応じ会則に定められた事項のほか、会員総会の決議に従って本クラブの運営に尽力する。

2. 理事会は、会則運用のために細則を定める外、業務運営のために諸規則を制定し運用することができる。
3. 理事会は、本クラブの運営を円滑に行うため各種分科委員を選任し、分科委員会を設けることができる。分科委員会の組織および職務・権限等は付則第 2 条の定めるところによる。
4. 理事会は、理事会審議の状況の概要を刊行物に掲載し、会員への情報開示

を通じ意思疎通を図るものとする。

(役員任期)

第 42 条 役員任期は 4 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により就任した役員任期は、それぞれ前任者または現任者の残任期間とする。
3. 辞任または任期満了により退任した役員は、その後任者の就任するまで引き続きその職務を行う。

(役員解任)

第 43 条 役員職務執行等に関し、不正な行為または本会則に違反する重大な事実があったときは、理事会の決議をもって解任することができる。

2. 前項の解任決議をなす理事会の審議・決議は第 46 条にも関わらず、理事の 2 分の 1 以上が出席し、その 3 分の 2 以上の決議により行わなければならない。

(理事会招集)

第 44 条 理事会は必要に応じ、理事長がこれを召集する。

2. 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して請求があったときは理事長は理事会を招集しなければならない。

(議長)

第 45 条 理事会の議長は理事長が行う。理事長に支障があるときは副理事長がこれに代わり、理事長、副理事長ともに支障があるときは常務理事がその任にあたる。

(定足数・決議要件)

第 46 条 理事会は 2 分の 1 以上の理事が出席し、その過半数をもって決議する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員・委員の報酬)

第 47 条 本クラブの役員および分科委員は名誉職とし、無報酬とする。

第 10 章 管 理

(会社への登録)

第 48 条 個人会員および準会員は氏名、住所、職業、印鑑を、法人会員は商号、所在地、代表者、印鑑を会社に登録し、それに変更を生じたときは、すみやかに会社所定の書式によりその旨届出をしなければならない。

2. 会員に対する通知は、前項の会員の会社に対する届け出の住所または所在地に対してこれをなし、会員が届け出を怠ったため延着または到着しなかった場合、通知を発送した日から通常到達すべきときに到達したものとみなし、

会社はその責めを負わない。

第11章 会計

(会計)

第49条 本クラブの会計業務は、会社がその一切を行う。

2. 年会費、登録料等に関する収支は、全て会社に帰属する。

(事業年度)

第50条 本クラブの事業年度は会社の会計年度と同一とする。

第12章 会則の改定

(会則の改定)

第51条 本会則上の重要事項の改定は、会社の承認を得て、会員総会において決定する。

2. 会則上の重要事項の改定に関する会員総会決議は、議決権を行使し得る会員の3分の1以上が出席し、その過半数をもって決する。
3. 会員は、会則の改定があったことにつき個別の同意がなくとも会員総会決議の効力が及ぶことを承諾し、会則の改定がなされた場合にはこれに異議を述べることはできない。

第13章 付則

(細則等の制定)

第1条 本会則の施行にとって必要がある場合には理事会は、会社の承認を得て細則等を定めることができる。

2. 本会則に定めのない事項および本クラブの運営上必要と認められる事項については、理事会は会社の承認を得て決定し執行する。
3. 本会則の解釈に関し疑義が生じた場合に関しても前項と同様とする。

(委員会)

第2条 第41条第3項に定める分科委員・委員会とその役割は次の通りとする。

- (1)コース委員会・・・コースの維持・管理・改良に関する事項。
- (2)競技委員会・・・競技・競技規則に関する事項。
- (3)ハンディキャップ委員会・・・ハンディキャップの決定・変更に関する事項。
- (4)エチケット委員会・・・エチケット遵守に関する事項。プロおよびキャディーに関する事項。クラブハウスの設備・飲食に関する事項。
- (5)広報委員会・・・会報誌その他の刊行物に関する事項。

(6)レディース委員会・・女性会員に関する事項。

- 2 分科委員は、理事会の決議を経て理事長がこれを委嘱する。
- 3 分科委員会は、分科委員をもって構成し、本会の運営上必要にして理事長が委嘱する事項を行うとともに、理事会および会社に対し、建言・献策する。
- 4 分科委員の選任および解任に関する事項は、理事会においてこれを定める。
- 5 分科委員会の委員長は、会社が推薦し、理事会が推挙した者とする。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会則の施行日)

- 第3条 本会則は、平成23年11月21日より施行する。
本会則は、平成27年7月7日より、一部を改定して施行する。
※同日の会員総会決議により、第36条・第39条を改定した。

(特則)

- 第4条 本会則施行前に本クラブに入会していた会員の預託金の据置期間の起算日は、平成23年3月1日とする。

(細則)

(正会員数)

- 第1条 本クラブの正会員の人数は、1,500人以内とする。

(入会手続き)

- 第2条 本クラブに入会を希望する者は、次に定める書類を提出し書類審査の後、会社および理事会の承認を得た上で定められた期日までに入会金、名義書換料、その他必要な料金の払い込みを完了しなければならない。

(必要書類)

- | | |
|-------|--|
| 個人正会員 | <ol style="list-style-type: none">1. 入会申込書2. 印鑑証明書3. 戸籍謄本4. 顔写真 (縦3.5 cm、横3 cm) |
| 法人正会員 | <ol style="list-style-type: none">1. 入会申込書2. 印鑑証明書 (法人、登録者)3. 登記簿謄本 (法人)4. 顔写真 (縦3.5 cm、横3 cm)5. 在籍証明書 (登記簿に登録者の記載のなき場合) |

(年会費)

第3条 本クラブの年会費は次の通りとする。

登録者1名につき、38,880円（消費税込み）

2. 会社は3月1日在籍の正会員を対象として年会費を請求する。尚、納付期限内に年会費を納付しなかった会員に対しては、除名、会員資格の停止等の会則で定められた必要な措置を講ずることが出来る。
3. 会社は、社会情勢の変化を勘案し、必要に応じて理事会と協議の上年会費の年額を変更することが出来る。

（会員利用料金）

第4条 本クラブの会員利用料金について、社会情勢の変化等を勘案し変更の必要があるとき、会社は理事会との協議の上変更することが出来る。

（名義書換料等）

第5条 会員資格の譲渡、または継承に伴う名義書換料は、1,080,000円（消費税込み）とする。但し、同一法人内での名義書換料は、108,000円（消費税込み）、親族等内での相続・贈与に係る名義書換料は、108,000円（消費税込み）とする。

2. 前項の名義書換料については、社会情勢の変化を勘案し必要に応じて会社は理事会の決議を経て変更することが出来る。

（会則・細則の運用）

第6条 本クラブの会則、および細則を定められていない事項に疑義が生じたとき、理事会は会社の承認を得て解決する。

（細則の変更）

第7条 この細則の変更は、理事会および会社の双方が提案できるものとし会社が決定する。会員は会則同様に細則についても改定があることおよび個別の同意がなくともその効力が及ぶことを予め承諾し、細則の改定がなされた場合にはこれに意義を述べることが出来ない。

（細則の施行）

第8条 この細則は平成23年11月21日から施行する。
この細則は、平成29年3月1日より年会費を変更する。